# プレ模範議会 2 0 1 5 in 参議院 体験プログラム資料

平成 27 年 1 月 5 日

白鷗大学法学部岡田順太研究会 立正大学法学部岩切大地研究会 SFC 模範議会プロジェクト2015

## <Time Table>

12:30 東京メトロ有楽町線永田町駅 (1・2番出口改札口)集合

13:00 参議院参観

14:30 模範議会 in 参議院(体験プログラム)

16:30 解散 (予定)

## < Contents>

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言
- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ③ 反対討論文
- (4) 法律案

2014-12-28 作成版 ※当日は最新版を持参してください。

## ① プレ模範議会 2015 進行表

議案:独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(第 188 回国会閣法▲▲号)

## ○ 参議院文教科学委員会

事 項	担当会派	担当者名	所 要		
開議宣告	委員長	X			
挨拶	委員長	X	10分		
政府参考人出席要求	委員長	X			
趣旨説明	文部科学大臣	G1			
質疑①	会派①	A1			
質疑②	会派②	B1	30分		
質疑③	会派③	C1			
討論 (反対)	会派③	C3	5分		
討論 (賛成)	会派①	A2	5分		
採決	委員長	X			
附带決議	会派②	B2	10分		
政府からの発言	文部科学大臣	G1			
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X			
計			60分		

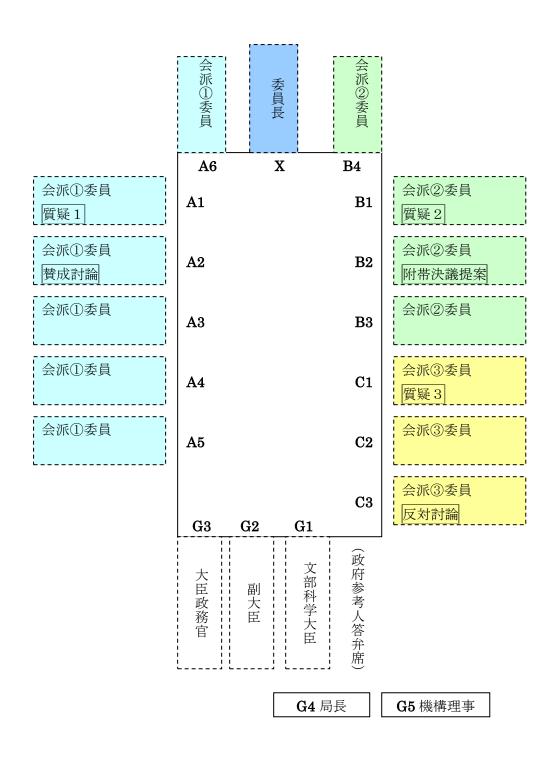
## <答弁者>

文部科学大臣 (G1)、副大臣 (G2)、大臣政務官 (G3)、文部科学省高等教育局長 (G4)、独立行政法人日本学生支援機構理事 (G5)

## ○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	777
討論① (反対)	会派③	C4	10分
採決	議長	Y	18分
散会宣告	議長	Y	10万
計			25分

## ② 委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

## ③ 役割分担表

〇 委員会									
(委員長)	Χ (		)	君					
(質疑者)	A1 (		)	君	(会派①)				
	B1 (		)	君	(会派②)				
	C1 (		]	君	(会派③)				
(反対討論)	C3 (		)	君	(会派③)				
(賛成討論)	A2 (		)	君	(会派①)				
(附帯提案)	B2 (		)	君	(会派②)				
(発言無し)	A3 (		)	君	(会派①)				
	A4 〔		)	君	(会派①)				
	A5 (		)	君	(会派①)				
	A6 (		]	君	(会派①)				
	В3 (		]	君	(会派②)				
	B4 (		]	君	(会派②)				
	C2 (		)	君	(会派③)				
(答弁者)	文部科学大臣				G1 (			]	君
	文部科学副大臣				G2 (			)	君
	文部科学大臣政務官				G3 [			)	君
	文部科学省高等教育	局長			G4 (			)	君
	独立行政法人日本学	生支援機構	<b></b> 舞理事	<b>‡</b>	G3 [			)	君
	_								
〇 本会議 (議 長) 諱		Υ [				]	君		
	、 攻 (教科学委員長	X (				)	君君		
	(報件子委員及 (部科学大臣	G1 [				)	君	※発言なし	
(対論者) 静		C4 [				)		(会派③)	
	ス 。 貝 事務局議事部参事	S1 [				)		(氏名点呼係)	)
,- , ,	事務 向議事 部 参 事 事務 局議事 部 参 事	S1 (				)		(投票箱係①)	
•	事務问議事部参事 事務局議事部参事	S2 (				J		(投票箱係②)	
手	#/////////////////////////////////////	DO L				J	石	(汉宗相)((())	,

## ④ 委員長用台本

※ 委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。 ※

ただいまから、文教科学委員会を開会いたします。

〔委員長、起立〕

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび文教科学委員長に選任されました〔X

〕でございます。本

委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方 の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔全員拍手、委員長着席〕

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委 員会に

文部科学省高等教育局長〔G4

〕君

を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

「委員全員「異議なし」と呼ぶ〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」の審査のため、本日の委 員会に

独立行政法人日本学生支援機構理事〔G5

〕君

を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ありませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正 する法律案」を議題と致します。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

[G1(姓のみ)] 文部科学大臣。

([ G1 ] 君「委員長」と呼び、挙手)

※以下、答弁者の呼び方

- · 〇〇文部科学大臣
- · ○○文部科学副大臣
- · 〇〇文部科学大臣政務官
- ○○高等教育局長
- ○○参考人

(〇〇は姓のみ)

## [G1(姓のみ)] 文部科学大臣。

[G1 から趣旨説明]

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

質疑のある方は順次御発言願います。

([ A1 ] 君「委員長」と呼び、挙手)

[A1

〕君。(その他の会派①委員、拍手。)

- ※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。
  - ※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言 〇〇〇〇君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。
  - ※ 不規則発言でうるさいとき。
    静粛に願います。

※ 質疑者・答弁者が勝手に発言をしているとき。

○○君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派①委員、拍手。)

以上で [A1

〕君の質疑は終了いたしました。

次に、[B1

] 君。(その他の会派②委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。 (質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派②委員、拍手。)

以上で〔B1

〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C1

〕君。(その他の会派③委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者(委員・答弁者)にいちいち挙手させ、それを指名する。 (質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。)

以上で〔C1

〕君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。 (G5 は一礼して退席。傍聴席に戻る。委員長は退席を見届けて議事続行。)

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(「 C3 ] 君、「委員長」と呼び、挙手)

(C3 〕君。 (〔 C3 〕 君反対討論、その他の会派③委員、始めと終わりに拍手) ([ A2 ] 君、「委員長」と呼び、挙手) [A2 〕君。 ([ A2 ] 君賛成討論、その他の会派②委員、始めと終わりに拍手) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。 これより「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」について採決に 入ります。本案に賛成の方の挙手を願います。 [会派①・②委員挙手、会派③委員挙手せず「反対」と呼ぶ。] 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし ました。 〔大臣・副大臣・政務官は起立し、一礼。会派①・②委員拍手。〕 この際、**〔B2** 〕君から発言を求められておりますので、これを許します。 ([ B2 ] 君挙手) [B2 〕君。 ([ B2 ] 君附带決議案文朗読) 〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決 ただいま〔B2 を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。 [委員全員挙手] 全会一致と認めます。よって、〔B2 〕君提出の附帯決議案は 全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。 ただいまの決議に対し、〔G1(姓のみ) 〕文部科学大臣から発言を求めら れておりますので、この際、これを許します。〔G1(姓のみ) 〕文部科学大臣。 〔附帯決議に対する大臣発言〕

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、 御異議ございませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ。]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。 本日はこれにて散会いたします。

## ⑤ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

近年の経済情勢の影響や大学進学率の上昇により、日本学生支援機構の奨学資金新規採用者は増加の一途を辿っております。その一方で、大学等を卒業した後、奨学金を返還したくても返還できない者が増加していることが大きな社会問題となりつつあります。そこで、本法案は、日本学生支援機構の学資貸与制度を廃止し、これに代わる給付制度を新たな日本学生支援機構の業務と定めるものであります。

次に本法律案の概要についてご説明申し上げます。

第一に、日本学生支援機構による奨学金事業の在り方を「学生支援」から本来の「育英」に戻し、有利子貸与奨学金制度を廃止し、無利子貸与奨学金を給付型の奨学金に改めることとしております。

第二に、学習意欲と能力がありながら経済的理由で進学が困難な者が対象となるよう、奨学金の給付基準として学力基準と家計基準を定めることとしております。

第三に、従前の貸与奨学金の支給対象者については、引き続き返還義務を負うとともに、返済が滞った場合でも延滞金を請求しないこととするほか所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに 御可決くださいますようお願い申し上げます。

## ⑥ 質疑答弁集(質疑者1~3)

## ※ 質疑を行う上での注意 ※

### <質疑者>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「○○党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- 答弁を聞いている最中は着席します。
- 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジし て構いません。

## <答弁者(政府)>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたらその都度起立して、発言を行います。ただし、政府参考人・参考人は発言者席まで移動して立ったままで答弁し、発言を終えたら自席に戻ります。
- 答弁の冒頭には「お答えします」と言うと良いです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は慇懃な態度で、丁寧な言葉で行うよう にしましょう。
- 待機中も姿勢正しく行儀良くしていましょう。
- 野次や拍手、採決の際の挙手などをしてはいけません。
- ・ 政治家(大臣・副大臣・政務官)と官僚(政府参考人)・独立行政法人役員(参考人)とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

#### <発言者以外の委員>

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言いま す。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手を いれます。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

## 会派① ι党(いとう) 質疑

ι 党の [A1 苦労様です。 〕です。大臣をはじめとして、関係者の方々はご

○ 法案提出の背景

早速ですが、本法案を提出された背景についてご説明下さい。

#### (文部科学大臣)

かつて奨学金は、無利子貸与で行われておりました。そこに新たに有利子貸与奨学金が補 完的な制度として導入されたのですが、年々増加の一途を辿り、奨学金制度の中心を占める ようなって参りました。他方で、卒業しても就職できなかったり、所得が低かったりして返 済に困っている若者が増えております。そうしたことから今回の法案を提出した次第です。

有利子の奨学金が補完的とされたのはどういうことでしょうか。

#### (文部科学副大臣)

お答えいたします。

昭和59年に日本育英会法の全面改正を国会でご審議頂きました際、有利子貸与奨学金が創設されるにあたり、次のような附帯決議を参議院文教委員会でして頂いております。

「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討すること。また有利子貸与の利率は、将来にわたって引き上げることなく、長期低利を維持し、奨学生の返還金の負担軽減に努めること。」

その後の財政状況や大学進学率の上昇などにより、今日のような状況に至っているということでございます。

従来の日本育英会が廃止されたのはどういう経緯でしょうか。

### (文部科学省高等教育局長)

現在の日本学生支援機構法は、平成 15年の第 156 回国会で成立させていただいたものでございます。特殊法人等整理合理化計画、これは平成 13年 12月の閣議決定でございますけれども、この計画と、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、これは平成14年3月に出されたものでございます。これらに基づきまして行政改革の一環として設立されたものでございまして、日本育英会と公益法人でございます日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会が統合されることということでございまして、効率的な業務執行、あるいはその管理運営費の合理化を目指したものでございます。

五つの法人が一つになるということがございまして、当時合計で 646 名の職員が日本学 生支援機構に移行し約 450 名にするということになりました。

職員数を減らしたとのことですが、現在職員数はどの程度になっていますか。

## (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

現在のところ、常勤職員数は327名、任期付き職員数は44名でございます。以上でございます。

そうなると、かなり職員数を絞ったということのようです。

さて、今回の法案では、随分と思い切った改正をしようとしていますが、やはり有利子貸与の奨学金に大きな問題があるように思います。利用者の推移についてご説明ください。

## (文部科学省高等教育局長)

お答えいたします。

日本育英会時代からのデータも含めておりますが、奨学金貸与人員は、1998 年度は約50万人、うち無利子のもの39万人、有利子のもの11万人でございました。これに対し、2013年度は約144万人でございまして、うち無利子のもの43万人、有利子のもの102万人なっております。

以上でございます。

そうなると、15 年間で約3 倍に増加している。内訳を比較すると、無利子の貸与人員はさほど変化していないのに対し、有利子の貸与人員は約9 倍に増加している。こういうことのようです。これを事業費ベースでご説明ください。

#### (文部科学省高等教育局長)

お答えいたします。

奨学金事業費は、1998 年度は約 2655 億円で、うち無利子のもの 2005 億円、有利子の もの 650 億円でございます。これに対し、2013 年度は約 1 兆 1982 億円で、うち無利子: 2912 億円、有利子のもの 9070 億円) でございます。

以上でございます。

要するに、15 年間で約4.5 倍に増加していて、この間に奨学金制度の中心は無利子から有利子へと移行したことになる訳です。

ところで、昨年度の大学等への進学者の数はどのくらいなんでしょうか。

#### (文部科学大臣政務官)

平成 26 年 3 月におきます高等学校卒業生が 1,047,391 人でございまして、うち大学への 進学者は 502,336 人、これに通信教育部、短大等も含めますと 563,419 人、このほか専修 学校専門課程への入学者 178,431 人でございます。

ざっと 18 歳人口の 7 割が高等教育機関に進学する時代になっている訳です。それでは、奨学金の新規採用者数はどのていどですか。

#### (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

直近の数字で平成 25 年度の新規採用者数でございますが、466,127 人でございました。 以上でございます。 すべてが新入生という訳ではないでしょうが、高校からの進学者の半数が 奨学金を利用しているということです。それでは、奨学金の回収状況について ご説明ください。

#### (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

平成 25 年度において返還を受けるべき額は 5,577 億 6,810 万円でございまして、このうち、返還された額は 4,621 億 158 万円、回収率 82.8%でして、この結果、返還期日が到来しているにもかかわらず未返還となっている額は 956 億 6,651 万円、延滞している人員は 33 万 4,031 人であり、前年度末と比較してそれぞれ 31 億 6,655 万円増加、16 人増加したという状況になっております。

以上でございます。

過去最高の延滞金額と人員ということのようです。奨学金を上限いっぱい借りて授業料も未納で除籍処分になったという例もあるようですが、やはり返したくても返せない方が多く、30万人もいるということが問題だと思います。結婚や出産、住宅の購入などもあきらめてしまう方もいるようです。これ以上、そうした状況に陥る人が出ないようにすることが喫緊の課題だと思いますが、大臣いかがでしょうか。

#### (文部科学大臣)

委員のご指摘の通りです。やはり奨学金の借りやすさが修学には欠かせないのですが、それが負担となってかえってくるということを十分考慮されていない場合もあって、特に有利子の奨学金制度ができてからそうした傾向が強くみられるように思います。

ここで奨学金制度を一度リセットして、新たな仕組みに変えていくことが重要であると 考え、本法律案を提出した次第です。

よくわかりました。ただ、奨学金の対象とならないが、それでも進学したいという人に対しても何らかの支援が必要だと思いますがいかがでしょう。

#### (文部科学大臣)

おっしゃる通りで、施行までにまだ時間がございますので、それまでに例えば就学と就労を組み合わせて就学を可能にする制度を整備したり、民間の奨学金を充実させたりということをする必要があると考えております。具体的には、腹案はありますが、まだ言えない段階ということでございます。

よろしくお願いします。それから現在の制度で借りている人への支援策は 何かあるのでしょうか。

#### (文部科学大臣)

平成 24 年度より、所得連動返還型無利子奨学金制度を導入しておりまして、25 年度の適用者数というのは全体の 36.9%、およそ三分の一強でございます。この制度は家計の厳しい世帯について、卒業後一定の収入、年収三百万を得るまでの間は返還期限を猶予する、こ

ういう制度になっております。

今後は、これをさらに所得に連動した柔軟な制度に変えていく必要があろうというふうに思っております。そこで、所得把握が容易になる社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への移行を前提にいたしまして、平成 29 年度進学者からの適用ということを目指しまして、改善を図っていきたいと検討を詰めているところでございます。

また、地方創生の一環としまして、地方での就職をした学生に対する奨学金返還を手助けする仕組みも先日閣議決定いたしましたので、これを具体化するべく取り組んで参りたいと考えております。

### 〇申請書類の夫婦別姓への対応

よろしくお願いします。最後に、奨学金の申請の際に両親を記入する欄があると思いますが、夫婦別姓で事実婚のままという人もおられるでしょうが、申請書類上はどう対応されていますか。ひとり親世帯とどう区別されるのでしょう。

## (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

申請の際は、親権者である父と母の氏名をそれぞれ記載して頂き、必ず所得証明書類の提出をお願いしておりますので、親の氏が異なることによる支障はないと考えております。また、母子家庭ないし父子家庭であれば特別控除の対象となりますので、学校等による認定を受ける仕組みになっておりまして、その点で区別がなされるものと理解しております。

以上です。

ありがとうございました。時代の変化に伴い、選択的夫婦別姓が認められるべき社会になりつつありますので、その際はより柔軟な対応をお願いします。 以上で終わります。ありがとうございました。

## 会派② 大地が磨いたきれいな水の会 質疑

大地が磨いたきれいな水の会の〔B1 〕です。本日はよろ しくお願いします。

## ○ 貧困・格差社会をめぐる問題

はじめに、子供の貧困対策を取り上げさせて頂きます。皆様御案内のとおり、一昨年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、大綱がまとめられました。政府一丸となってこの問題について取り組んでいくという、その決意だというふうに思います。

それで、まず、基本的なところで子供の貧困について、家庭の経済状況が子供にどのような影響を与えているのか、例えばこれがデータ的にいろんな研究などで既にもう実証されているのかということを、具体的に説明いただければというふうに思います。

#### (文部科学副大臣)

お答えいたします。

委員御指摘の、家庭の状況ですとかが子供の成長とか親の虐待等に与える影響につきまして、様々な要因が関連すると考えられまして一概に申し上げることはできないわけでございますけれども、一般的には、貧困の状況にあるお子様については、教育面等々様々な不利を背負い、また社会的に孤立して必要な支援が受けられず一層困難な状況に置かれてしまうということが指摘をされております。

政府といたしましては、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策が重要であると認識しており、そうした観点から進めているところでございます。

以上でございます。

いろんな複合的な要因が関わってきますので、なかなかこれを分析するというのは難しいかもしれませんけれども、いろいろ問題を解決していく上においては、より研究が必要になってくると思います。

それで、引き続きお伺いをしたいと思うんですけれども、学力格差などについてはいろんな報告も出て、研究なども出てきているというふうに思います。 学力格差の問題以外にも、例えば不登校であるとか高校の中退率とかというようなこともよく言われていると思うんです。この教育の観点での格差の問題というか、この辺りについての御所見をいただければと思います。

#### (文部科学副大臣)

家庭の経済状況が子供の成長に与える影響については、例えば家庭所得や両親の学歴が 児童生徒との学力と密接に関係がある、それから親の年収が高いほど子供の四年制大学へ の進学率が高い。これは研究結果があるわけでありまして、親の収入と四年制大学の進学率 というのは比例していて、親の年収がトータルで一千万を超える家庭の子供の大学進学率はもう六二%を超えております。その中でも、特に東京大学の、行っている子供の家庭の親の年収が大学の中で最も高いというのは、まさに親の学歴とそれから年収が子供の学力にも連動していると。ですから、負の連鎖が貧困によって更につながって格差が更に広がっていくと、こういう深刻な問題が我が国には更に拡大しているという現状があるというふうに思います。

是非、文科省として、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力ある全ての子供が質の高い教育が受けられるよう、そういうことが重要であると考えておりまして、それにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

子供の成長にとってもやはりこの格差の問題ということ、特に教育の観点でも非常に大きな問題だというふうにも思います。

それでもう一点、子供の成長はもとより、我が国全体にとってもこの格差の問題というのは非常に大きなやはり課題だと思います。政府は何より最優先で国政課題の中でこの格差の問題というのに取り組むべきだと私は思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

#### (文部科学大臣)

仰るとおりだと思います。

よろしくお願いいたします。先般の子供の貧困対策大綱では、学校を子供の 貧困対策のプラットフォームに位置付ける、総合的にこの問題について対策 を推進するということが示されたわけでございます。これは、ある意味相当重 い役割というものを今後担っていくことになるんだというふうに思います。

そこで、教員の負担の問題などが現実問題として出てまいりまして、学校現場がこの総合対策本部の拠点として担っていけるかということについては今後本当にいろいろと慎重に考えていかなければならないというふうに思います。その辺りについての御認識をお伺いしたいと思います。

#### (文部科学大臣)

もちろん学校の先生も、世界で一番忙しいですから、更にというのはそれは大変な話です。これはチーム学校的な形で、学校を核として地域の方々にも参加していただきながら、それからいろんな専門分野のスクールソーシャルワーカーとか、そういう方々にも参加してもらいながら特にその貧困問題についてはしっかり対応していくような、そういうものをしていかないと活力は生まれないと思いますし、是非しっかり取り組んでまいりたいと思います。

この度公表されました平成25年度の全国の国公私立の小中学校の不登校の 児童生徒数は、11万9617人ということであります。高等学校における不登 校の生徒数は55,657人と、依然高どまりが続いております。特に小中校にお いては、前年度に比べて増加をいたしております。

不登校は切実な問題となっております。児童生徒本人の将来にも多大な影響を及ぼすばかりではなく、自殺や自殺未遂といった、生命の危険をも脅かす 重大な問題であります。

そして、昨年 9 月から文科省に専門の窓口を開設されました。これからの活動に大変期待をするものでございますが、不登校はいろいろな問題をはらんでおり、複雑な環境下にあるこうした子供たちに救いの手を差し伸べるために、さまざまな観点から支援していくことが求められていくというふうに考えております。この点に関する大臣の御所見をぜひお伺いさせていただきたいと思います。

### (文部科学副大臣)

既存の学校教育の中では適応できない子供であっても、特異な能力や才能、個性を持っていて、それに光を当てればその子の将来も見えてくる。それだけでなく、社会や人類に貢献できる。そういう子供たちもその中にたくさんいたとしても、残念ながら今のような状況では、自己肯定感も持てず、社会の中でも埋没してしまって、非常に厳しい現実があるというのが、一般的なフリースクールあるいは不登校の将来を考えた場合、予想できるところもあります。

ですから、ぜひそれぞれの子供たちの持っている能力が生かせるよう、全ての子供たちに チャンスを提供するという中で、多様な子供たちに対応できるような教育のあり方、これを ぜひ進めてまいりたいと考えます。

## 〇 性的マイノリティーをめぐる問題

画一化された価値観は、社会の活力を削ぐことにつながると思いますが、学校がそういった場にならないようにしなければなりません。多様な価値観をお互いに尊重する学校をつくっていきたい、そう考えています。

さて、自殺のハイリスク層としましては、性的マイノリティーの方々の問題があります。例えば、性的マイノリティーの自殺未遂率は異性愛者の六倍という調査結果も出ています。社会の中で自分は承認されていないという不安が自殺に向かわせているのではないかと言われています。

こうした性的マイノリティーの子供たちにつきましては、自らの性的指向 を自覚し始める思春期の教育が特に重要だと考えますが、文部科学省として、 こうした子供たちへの支援はどう考えていらっしゃるでしょうか。

#### (文部科学大臣政務官)

お答えいたします。

自殺対策につきましては、相談支援体制の充実、これが大変重要だというふうに考えておりますが、社会における自殺に対する偏見ですとか、あるいは精神疾患に対する偏見、こうしたものを除去していくことが大変重要だというふうに思っておりますのと、メンタルな

面で精神科医療体制、この充実というのは大変に私たちも重要だと考えておりまして、こう した取組を総合的に行っていくことが大切だというふうに思います。

また、自殺の危険性の高い、いわゆるハイリスクの方々のその要因につきましては、きめ細かな対応が求められているというふうに思います。こうした取組、アルコールに依存をしている、あるいは農業・林業関係でうまくいっていない、あるいは主婦の方とか、いろいろな方々の悩みがあると思いますけれども、一体的にこうした取組を進めることによって、今おっしゃった性同一性障害ですとかハイリスクの皆さんたちに対して、様々な困難を抱えているそういう方々に対する支援、しっかり手が届くようにしていきたいというふうに考えております。

平成 22 年に政府の子ども・若者育成支援本部が発表した子ども・若者ビジョンの中には、性同一性障害や性的指向の問題についても書き込まれております。

日々こうした問題に悩み苦しみ、時に自殺すら考えてしまう子供や若者の声を、このビジョンは酌み取ったものだと理解しております。

ところが、教員採用試験で性的指向などを尋ねる質問が長年続けられている事案が問題となっております。石川県の教育委員会による教員採用試験で、心理テストMMPI、ミネソタ多重人格検査が20年以上利用されていたことが新聞で報道されました。

この検査には、個人の性的指向を露骨に尋ねる質問や、ステレオタイプな、 男性性、女性性尺度を図る質問がちりばめられており、戸籍上の性と異なる傾向を示す場合、排除的な評価が下されます。性同一性障害の当事者や同性愛者などのLGBTの人権を侵害するような試験となっております。

金沢大学の岩本准教授の調査によれば、今回問題となっている検査を教員 採用試験に導入している都道府県、政令市の教育委員会は、2011 年度で、石 川県を含め十三団体あったそうです。

この点について、文科省はちゃんと把握していますか。

#### (文部科学大臣政務官)

法務省の人権擁護機関が平成 24 年中に救済措置等を講じた具体的事例の中に、御指摘の「採用試験における不適切な取扱い事案」があることは承知しております。当該機関が専門家からの事情聴取を行うなどして検討したところ、当該質問を含む試験を実施するに当たっては性同一性障害者に対する配慮が必要と認められたことから、その旨を当該試験を実施した者に伝えたところ、改善の適否を検討するとの説明を受けたとのことでございます。なお、翌年度の当該試験において、当該質問は、性同一性障害者に配慮した方法で実施されたということでありまして、基本的に試験実施は各都道府県の教育委員会が任命権者として実施するものではありますが、今回の事例を踏まえて適切に対応するものと考えております。文部科学省といたしましては、性的マイノリティーに関する理解の促進のため、今後

とも、教育委員会等に対し、教員に対する研修などの必要な取組の実施を促してまいりたい と考えております。

先の国会でわが党は同性婚法案を提出しましたが、なかなか理解が得られず廃案になってしまいました。自分らしくありのままに暮らせる社会の実現を目指して、引き続き取り組んでいきたいと思います。今回の奨学金改正がそうした契機となれば幸いです。

時間になりましたので、終わります。

## 会派③ ありがとうオリゴ党 質疑

ありがとうオリゴ党の〔C1

〕です。

まず、この法案は、多くの若者の教育を受ける機会を奪い、格差を拡大させるものであることを指摘しておきます。

## 〇 外国人留学生について

そもそも、奨学金制度は外国人に手厚く、日本人に厳しいものになっています。これを是正することがこの法案より前にやるべきことです。

どうして外国人優遇策を放置しているのか不思議でなりません。政府の外 国人留学生政策はどういう姿勢なのでしょうか。

#### (文部科学省高等教育局長)

お答えいたします。

ご案内の通り、平成 20 年に福田内閣が「日本を世界に開かれた国とし、人の流れを拡大していくために重要である」として、「留学生受入れ 30 万人計画」を打ち出したところでございます。今後ますます高等教育レベルでの学生の流動が世界規模で高まるといわれておりますが、計画をもとに、2020 年を目途として、留学生を 30 万人に増やすべく、各種施策を講じております。給費の奨学金もそのために不可欠であると考えております。

実際、留学生の数は増えているんでしょうか。平成 20 年の数と合わせて現 在の状況を教えてください。

#### (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

直近の数字ですと平成 25 年度のものでございますが、高等教育機関在籍者で 135,519 人、これに日本語教育機関も含めますと 168,145 人でございます。ちなみに、平成 20 年当時の留学生数は 123,829 人でございました。

以上でございます。

5年もかけて、1万人程度増えただけだそうです。これをどうしたら 2020年までに、あと5年で倍増できるのでしょうか。今、苦肉の策として日本語学校の学生まで数えて水増しの数字をおっしゃいましたが、これは政策的に失敗ではないですか。

#### (文部科学副大臣)

お答えいたします。

30 万人という数値については、他国での留学生の受入状況や、現在の我が国の受入状況 など幾つかの状況を比較しながら考えていく必要があります。特に、東日本大震災以来、留 学生の減少が著しいところでございます。

そういう状況ではございますが、今後 18 歳人口の減少に伴い全体として約 300 万人程度 でほぼ横ばいに推移するものと仮定できます。他方、海外の留学生受入れの現状について目 を向けますと、我が国と同様に、非英語圏であり先進国である国として、例えば、ドイツで は高等教育機関に学ぶ学生のうち海外からの留学生の割合は 12.3 パーセント、同じくフランスでは 11.9 パーセントとなっています。これが英語圏になると、例えばイギリスは 25.1%、オーストラリアは 26.2%が海外から受け入れた留学生です。 我が国の高等教育機関が、他の先進国と同様に、海外からの留学生の受け入れ数の水準を確保していこうとする際、現在の 3 %強からドイツ、フランスに届くような 10%程度、つまり 300 万人のうちの 1 割≒30 万人の受入れが必要となるということになります。

そうした観点から、今後も留学生の受け入れを積極的に進めていくことが必要であると 考えております。

ドイツやフランスは陸続きでヨーロッパ各国からの留学生が多いんじゃないでしょうか。フランスに留学するドイツ人なんていうのは、栃木県の出身者が群馬の大学に行くようなもので、まったく参考になりません。10%なんて数値は根拠のない試算に過ぎないと思いますが、いかがでしょうか。

#### (文部科学大臣政務官)

お答えいたします。

世界の留学生市場は今後急拡大をするというレポートがございまして、それによりますと留学生数は、2015年には500万人、2025年には700万人規模と試算されています。現在、世界の留学生数における日本の受入れシェアは約5%程度ですので、仮に中間の2020年を600万人とすれば、現在の受入れシェアを確保しようとした場合、約30万人程度の留学生を受け入れるということになります。先ほどの先進国の状況も含め、数値的状況から考えてみても、我が国の高等教育機関が他の先進国の高等教育機関と同様にその役割を果たすべく掲げた、留学生受入れ30万人という数値の重要性が理解いただけると思います。

グローバルな時代の中で、日本が、高度人材の大きな供給源となる留学生を高等教育機関 に積極的に受け入れていくということは、日本の国際的な人材強化につながるのみならず、 日本と諸外国との間に人的なネットワークが形成され、相互理解と友好関係が深まり、世界 の安定と平和への貢献にもつながることだと考えています。

まさに捕らぬ狸の皮算用というやつです。ご自分で言っていておかしいと 思いませんか。要するに日本人学生のマーケットの拡大が見込めないので、外 国人を受け入れようという、多くの定員割れ大学が行っている方針を国ぐる みでやろうという訳です。

しかも、その留学生の内訳にも問題があると考えています。13 万人の留学 生のうち上位3か国の人数を教えてください。

#### (独立行政法人日本学生支援機構理事)

お答えいたします。

平成 25 年度の調査でございますが、上位から順に中国 81,884 人、韓国 15,304 人、ベトナム 6,290 人となっております。

以上でございます。

13 万人のうちの 10 万人が中国と韓国で、これがグローバルといえるでしょうか。特に国費留学生になりますと、渡航費用や授業料、これに加えて奨学金を支給するという制度です。そのほとんどが中国人だという報道もあります。日本人の若者が経済的に困窮し、ブラックバイトで学校の授業にも出られない状況にあるというのに、何で政府は中国との関係ばかり気にするのでしょうか。教育に外交問題を持ち込むのはやめて頂きたい。いかがでしょう。

## (文部科学大臣)

一部報道で誤った情報が流れておりまして、平成 24 年度の国費外国人留学生は 8,588 人 おり、このうち中国籍の国費留学生は 1,411 人と全体の 16.4%にとどまっております。 予算の大半を中国人留学生に支給しているということはまったくございません。以下、韓国が 848 人、インドネシアが 609 人、タイが 572 人となっております。

一方、文科省では、平成 25 年 12 月に、世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略というものを取りまとめました。例えば、その中で中東地域を留学生受入れの重点地域の一つに設定いたしまして、国費外国人留学生等の採用におきまして、これらの重点地域からの受入れを重視することとしているところでございます。

昨年2月には、UAEのムハンマド皇太子が来日され、UAEから今後五年間で500人の受入れを共同声明に盛り込んでおります。文科省といたしましても、受入れの実現に向けまして、関係省庁とも密接に連携しながら取り組んでまいります。

### ○鯨の食文化振興

UAE の取り組みはぜひ進めてください。国費での留学生が帰国したら反日活動の先兵になるようでは、税金の無駄としかいいようがありません。留学生には、日本の文化を理解するような機会をちゃんと作って頂きたい。例えば、日本は捕鯨をするというだけで野蛮国扱いされておりますが、鯨の食文化を理解するような施策を法律に盛り込んでみてはいかがでしょう。大臣、どうですか。

#### (文部科学大臣)

鯨の食文化はわが国固有の伝統と価値を持つものとして、政府として振興策を講じていくことが必要であると考えておりますが、これを立法化するのはいかがなものかと思います。

時間が参りましたので、これで終わりますが、この法案は、特定のアジア人を無駄に優遇する状況に手を付けないまま日本人を冷遇するものであることを指摘しておきます。留学生の倍増計画も文科省が予算を取るため、そして定員割れの大学を生き延びさせて天下り先を確保するため、そこに政治的な思惑が絡んだものといえましょう。そのしわ寄せを日本人の若者に押付けようとするものであって、断固反対しなければなりません。

最後に、その点を申し上げまして質問を終わります。

## ⑦ 委員会における反対討論

## 〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「ありがとうオリゴ党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。「同じ会派委員、拍手」

この法案が、矛盾に満ちた欠陥法案であることは、すでに委員会質疑において明らかにされてきたということは、強調し過ぎることはないでしょう。非常に危険な法案なのです。〔同じ会派委員、拍手〕

第一に、格差拡大の問題であります。この法案によりますと、確かにごく一部の学生が給費により教育を受けることができるのでありますが、ほとんどの学生は公的援助を受けられなくなり、進学をあきらめるか、民間のローンでさらに重い負担を抱えるか、あるいは在学中もアルバイト漬けで学業に専念できないということになり、持てる者と持たざる者との経済格差はますますひろがることでしょう。しかも、既に多額の奨学金を負債に持つ方々の負担は何ら軽減されないのです。[同じ会派委員、拍手]

第二に、仮に給費を受けられるとしても、日本学生支援機構の収入がもっぱら 国費に頼る構造となっており、財政状況が厳しい現在の状況に鑑みると、量も質 も限られた奨学金とならざるを得ません。機構の収支を支えているのは、コツコ ツと働いて奨学金を返還してくれている多くの社会人です。そうした社会の助 け合いの構造をぶち壊しにして、税金だけに運営を頼ろうとするのは、責任ある 政権与党の考えることとは思えません。〔同じ会派委員、拍手〕

第三に、日本人学生を軽視する一方で、外国人留学生を厚遇する政府の姿勢に問題があります。特に、国費留学生は旅費や授業料とは別に毎月 10 万円以上の奨学金が支給され、まるで国賓待遇です。それが特定の国に偏っており、その審査もかなりいい加減であることが報道によって明らかになっています。また、文科省は留学生の数を水増しするため、日本語学校の在校生も留学生にカウントして、予算獲得のためになりふり構わない姿勢をみせています。教育が政治と行政の食い物にされているのです。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありが とうございました。[同じ会派委員、拍手]

## ⑧ 委員会における賛成討論

## 〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「ℓ党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

この法案が成立することで、かつての奨学金の趣旨であった育英に立ち戻り、 大学が社会に出るまでのモラトリアムだとか、レジャーランドだといった状況 を改善して、大学と社会が一層連携して、グローバルでありながらローカライズ されたバランス感覚に富んだ有為な人材を育成していくことにつながると考え ております。[同じ会派委員、拍手]

賛成する第一の理由は、現行のように安易に奨学金を借りて、それを全く学業のために用いず、挙句の果てに多額の負債を抱えるといった状況に陥る危険性を除去できることにあります。〔同じ会派委員、拍手〕

第二に、給費となることで、安心して学業に専念できる環境が整うことです。 無利子で長期の返済が可能だとしても、借金は借金です。いくら仕事に就いても 結婚や出産、自宅を持つことに不安を抱えるようでは、社会や経済にとっても大 きな損失となります。若者の安心を確保するためにも給費による奨学金は不可 欠であると考えます。〔同じ会派委員、拍手〕

そして、第三に、育英の理念による奨学金制度運営は、学力の底上げに役立つことであります。努力した者が報われることの象徴として、この新たな奨学金制度が機能することで、初等中等教育段階における児童・生徒の学習意欲の増進をはかることにつながることになると考えております。教育界にはびこる悪平等の風習を除去することが、この法案によって可能になると信じております。[同じ会派委員、拍手]

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。「同じ会派委員、拍手」

## 9 附带決議案

私はただいま可決されました「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、 $\iota$  党(いとう)、ありがとうオリゴ党及び大地が磨いたきれいな水の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。 案文を朗読いたします。

-----

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に あたっては万全を期すべきである。

- 一 教育経費負担が将来に対する社会的投資であるとの理念を十分に自覚し、 新たな奨学金制度維持のため、財源を最優先に確保して次世代の人材育成に取 り組むよう、国民の適切な理解を得ながら、必要な措置をとるよう努めること
- 二 奨学金の返済に困窮する者に対する軽減措置その他支援策の拡充・改善に 努めること
- 三 給付型奨学金の支給対象とならない学生に対しても、就学機会が奪われないようにするため、地方公共団体や民間企業等とも連携して、適切な措置をとるよう努めること
- 四 外国人留学生に対する奨学金制度については、国際交流及び人材育成等を通じて我が国が国際社会において名誉ある地位を占めるために実施され、国民の理解を得ながら運営されるよう、適切な措置をとるよう努めること

#### 右決議する

-----

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

## ⑩ 附帯決議に対する大臣発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法 律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

## ⑪ 議長用台本

<ul><li>〔大臣(G1) はひな壇に着席して待つ。参事 S1~S3 は、議場横で待機。〕</li><li>─────────────────────────────────</li></ul>	
バー物 〔議長下手(向って左手)より入場。〕(〔 <mark>場内拍手</mark> 〕)	
〔議長登壇。一礼して、議長席に着く (議長らしい威厳を保つ)。〕 	
<ul><li>〔議長、ギャベルを2度叩く。〕</li><li>――――開議</li></ul>	
「これより会議を開きます。」	
「日程第一 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 内閣提出、衆認	義
院送付。」	
「まず、委員長の報告を求めます。」	
「文教科学委員長 〔X 〕 君。」	
——————————————————————————————————————	
([ <mark>場内拍手</mark> ])	
(〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼(〔 <mark>場内拍手</mark> 〕)。	
報告書朗読〕)	
([ <mark>場内拍手</mark> ]、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に-	-
礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。)	
「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」	
「〔C4 〕 君。」	
(〔 <mark>場内拍手</mark> 〕) (〔 C4 〕君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼(〔 <mark>場内扌</mark>	4
(1 04 ) 若下子より登壇。議長に一札して便壇に進む。議場に同かって一札(「場内」 手〕)。討論文朗読。)	_
([ <mark>場内拍手</mark> ]、[ C4 ] 君は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、討長に一礼。)	養
(議長は〔 C4 〕君が議席に戻るまで待つ。)	
計論終局の官告	

「これにて討論は終局いたし	ました。」
<del></del> 採 決 <del></del>	-
「これより採決をいたします	。」〔参事 S2・S3 は、壇上で投票箱準備。〕
「大網修平君外二十五名より	、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されて
おります。現在の出席議員の	五分の一以上に達しているものと認めます。
よって、表決は記名投票を	もって行います。
本決議案に賛成の諸君は旨	ョ 白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願い
ます。議場の閉鎖を命じます	•
氏名点呼を行います。」	
〔参事 S1 は、氏名を点呼。	参加者は登壇して投票。〕
「投票漏れはございませんか	。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。間もなく投票
を終了いたします。」	
	かいさ
「これより開票いたします。	投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。」
 (〔投票終了〕)	
(以未於 1 ))	
「投票の結果を報告いたしま	: <del>के</del> ।
「投票総数	
「白色票	
「青色票	
「よって、 <b>本案は[</b> 可決/否注	<b>対されました。」</b>
※ 可否同数の場合の	発言
可否同数であります。	。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議
長が決することになって	ております。議長は可と決します。よって、本案は可決されま
した。	
•	

(〔<mark>場内拍手</mark>〕)

(〔<mark>場内拍手</mark>〕)

(〔拍手、大臣起立、一礼、着席。〕)

「本日はこれにて散会いたします。」〔議長起立、一礼して下手より退場。〕

## (12) 本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔<mark>場内拍手</mark>〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告 書朗読〕

-----

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と 結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正し、意欲のある優れた学生等であって経済的理由により就学に困難がある者に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保障するため、独立行政法人日本学生支援機構が行う従前の学資金貸与業務を廃止し、学資金給付制度を創設することを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、申請書類の夫婦別姓への対応、貧困・格差社会の問題、性的マイノリティーへの配慮、外国人留学生への奨学金、鯨の食文化の振興等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

[ ありがとうオリゴ党 ] を代表して [C3 ] 委員より反対する旨の意見が、 [  $\iota$  党 ] を代表して [A2 ] 委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

-----

(〔<mark>場内拍手</mark>〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔<mark>場内</mark> <mark>拍手</mark>〕)

## ③ 本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔<mark>拍手</mark>〕

私は、「ありがとうオリゴ党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

等しく教育を受ける権利は、憲法が保障する基本的人権であり、奨学金はそれを実現するために不可欠な制度です。今回の法案は、それを貸与制から給費制に変えようとするもので、一見すると教育の機会を手厚く保障しようとするように思えます。しかしながら、その恩恵を受けられるのはごく限られた人だけであり、学習意欲があっても経済的に恵まれない多くの人々は進学をあきらめざるを得ないようになる仕組みなのです。まさに絵に描いた餅で、「最低でも県外」などと実現不可能なマニフェストを掲げた政治の悪夢がよみがえってきます。

## 〔拍手〕

確かに、現行の奨学金は返済義務があり、就職しても身分が不安定であったり、 給料が安かったりして、家計に大きな負担となってのしかかります。それが結婚 や出産、自宅購入をあきらめる要因になることも否定できません。しかし、財源 は無尽蔵に出てくる訳ではありません。1000兆円もの借金を抱えるわが国の財 政状況にあって、すべてを国庫で賄う状況にないことは明らかです。この法案は 給費制を導入して適用対象を絞り、財政負担を軽減しようというもので、奨学金 を宝くじのように変えてしまうことでしょう。これでは格差が拡大するのを止 めることはできません。[拍手]

そもそも、貸与制にする意義は、世代間の助け合いをするという共助の循環を作り出す社会連帯の精神にあります。もちろん、滞納額や滞納者が増えているのは事実です。しかし、平成25年度の無延滞債権の回収率は実に99.2%に上っており、期日を過ぎてしまった方の分でも、当年度に限れば65%以上の回収を実現しています。それをさらに過ぎるとかなり回収率が下がることは事実ですが、そこに至る前にかなりの方がきちんと返済をして、教育の機会確保に貢献されていることがわかります。未回収の延滞金が過去最高になったと政府は説明していますが、奨学金全体の規模が増大しているのですから、これは当然と言えるでしょう。政府の説明は、針小棒大に貸与制の欠点ばかりを強調しており、これは結論ありきの不適切なものと言わざるを得ません。[拍手]

また、第二種奨学金が延滞者を増やしたかのような説明がなされていますが、実態は異なります。平成25年度の第1種奨学金の要回収額は、2,346億4,207

万円で、そのうち延滞分は 507 億 3,389 万円でありました。これに対して、第 2 種奨学金要回収額は、3,231 億 2,603 万円で、そのうち延滞分は 386 億 4,578 万円と、第 2 種の要回収額の方が絶対的に多いのに延滞額はむしろ第 1 種より少ないのです。さらに、回収率でいうと、第 1 種の 78.1%に対して、第 2 種が86.3%と、極めて優良な債権になっていることがわかります。官僚が作った数字のトリックに騙されてはならないのです。 [拍手]

巷には、奨学金事業が悪質な金貸しであると吹聴する言説が出回っていますが、もう少し冷静に数字を見るべきです。確かに第2種奨学金の金利として3%が設定されていますが、これはあくまでも上限であって変動利率の場合が現在0.3%前後、固定利率でも1%台です。今どき、この利率で教育ローンが組める金融機関は存在しません。しかもそれを20年間という長期間で返済すればよく、月に10万円の奨学金を4年間借りたとしても、0.3%の金利であれば返済の負担は月2万円に抑えられます。奨学金を批判する人たちは、こうした数字の比較を適切に行っていません。もちろん2万円でも新入社員には大きな負担となるでしょう。しかし、月に2万円の負担ができるような仕事に就けるように若者を支援するのが政治の役割ではないでしょうか。〔拍手〕政府の姿勢は本末転倒と言わざるを得ません。〔拍手〕若者の希望を奪うこの法案は、断固として廃案にしなければなりません。〔拍手〕

近年、インターネット上で特に右傾化が見られるところですが、そうしたネトウヨと呼ばれる人々は、「勉強する気もない人間に金を貸すな」というそうです。しかし、それは法案の成立による悪影響を考慮しない「情報弱者」ならではの視点と言わざるを得ません。〔拍手〕アメリカでは、軍隊が学費を負担するということで、多くの若者が大学に通い、そして中東などで命を落としています。現在の奨学金はそうしたことを防ぐためのセーフティーネットなのです。〔拍手〕

法案の立案者は、新自由主義の思想のもとで、人間を使い捨ての労働力のように扱う経済優先の国家を作ろうと国民を欺こうとしています。是非とも、これを廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。〔拍手〕与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありが とうございました。〔<mark>拍手</mark>〕

<sup>(</sup>議場へ一礼。〔<mark>拍手</mark>〕上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

## 14 法律案

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(第188回国会閣法▲▲号)

SFC 模範議会プロジェクト 2015 2014-12-28 版

独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四号) の一部を次のように改正する。

第三条中「貸与」を「給付」に改める。

第十三条第一項第一号中「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与」を「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者に対し、 学資の給付」に改める。

第十四条の見出し中「貸与」を「給付」に改め、同条第一項中「無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。」を「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に必要があると認定された者に対して給付するものとする。」に改め、同条第二項中「第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。」を「学資金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。」に改め、同条第三項中「第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。」を「学資金の給付を受けようとする者は、虚偽の申請をしてはならない。」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「貸与」を「給付」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五項から第十七条までを削る。

第十九条から第二十二条までを削る。

第二十三条中「学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。」を

「学資の給付に係る業務に要する経費を補助する。」に改める。

第二十五条第一号中「第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条」を「第十四条第一項」に改め、同条第三号を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十二条 第十四条第三項の規定に違反した者は、受給した学資金を、すべて返還しなければならない。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前の貸与契約による貸与金の返還については、なお従前の例による。

#### 理 由

意欲のある優れた学生等であって経済的理由により就学に困難がある者に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保障するため、独立行政法人日本学生支援機構が行う従前の学資金貸与業務を廃止し、学資金給付制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律案は、平成 26 年度秋学期 SFC リーガルワークショップの 授業内で学生が作成したものを、平成 27 年度 SFC 憲法 (統治) に おける模範議会 2015 用にアレンジしてあります。なお、この企画 は、法律案に含まれる内容について賛否を主張することを目的とす るものではありません。

http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/

## <参考文献>

## 【文献】

奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか!』(あけび書房、2013年) 石橋知也『大学・専門学校進学のための進学費・奨学金・教育ローンガイド』(九天社、2006年)

#### 【参考資料1】日本育英会法案に対する附帯決議 1984年7月26日 参議院文教委員会

政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのつとり教育の機会均等を実現することの重要性にかんがみ、育英奨学事業の拡充を図るため、左記事項の実現について適切な措置を講ずべきである。

- (1) 日本育英会の貸与人員及び貸与月額の拡充を図るため、その予算の増額等に努めること。
- (2) 育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討すること、また有利子貸与の利率は、将来にわたつて引き上げることなく長期低利を維持し、奨学生の返還金の負担軽減に努めること。
- (3) 奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるなど基準のより適正化に努めること。
- (4) 奨学金貸与人員の国公立と私立との格差の是正に努めること。また私学助成の拡充に 努めること。
- (5) 返還免除制度は、堅持するよう努めること。
- (6) 国の補助や税制上の優遇措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。
- (7) 国際人権規約第 13 条 2 項(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること。

右決議する。

http://www.jasso.go.jp/jigyoukeikaku/reiki\_int/honbun/au11400141.html

#### 【参考資料 2】奨学金事業の推移(平成 26 年度予算)

http://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/shougakukin/main.htm

## 【参考資料3】平成25年度学校基本調査(確定値)の公表について P.4表3

 $\frac{\text{http://www.mext.go.jp/component/b\_menu/other/\_icsFiles/afieldfile/2014/01/29/134260}}{7\ 1\ 1.pdf}$ 

## 【参考資料 4】JASSO 年報平成 24 年度 P.6 奨学生の採用

http://www.jasso.go.jp/statistics/annual\_report/documents/annrep12\_1.pdf

## 【参考資料 5】JASSO 年報平成 24 年度 P. 10 奨学金の返還

http://www.jasso.go.jp/statistics/annual report/documents/annrep12 1.pdf

【参考資料 6】奨学金の回収状況等について平成 25 年 7 月 31 日 P. 4 返還金回収状況 http://www.jasso.go.jp/henkan/saikenkanrikaishuutou/documents/25 1 shiryou 2.pdf

## 【参考資料 7】朝日新聞 2014 年 10 月 15 日 社説

「大学奨学金 給付型を導入しよう」

## 【参考資料8】朝日新聞2014年11月11日 声

「学びたい若者に経済的保障を」

## 【参考資料 9】平成 27 年度入学者用奨学金案内 P.6 申込基準

http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/h27daigakutouyoyaku.pdf

## 【参考資料 10】平成 25 年分民間給与実態統計調査結果について

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/minkan/index.htm